

## ⑥ 特設無料人権相談を開設します

毎日の生活の中で、人権に関わる困りごとや法律上どのようなようになるのか解決に導くためのご相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、気軽にご相談ください。

### 【弁護士相談について】

午後1時から弁護士も参ります。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理した上でお願いします。

日時 10月2日(火) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 市民センターいわま(笠間市下郷5140)

問 社会福祉課(内線157)

## ⑦ 生活困窮者自立相談窓口をご利用ください

市では、生活にお困りの方に対し、自立相談支援窓口を開設しています。働きたくても仕事が見つからない、家賃が払えないなど、一人で抱え込まず、まずはお困り事をご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

【相談窓口】 笠間市社会福祉協議会 自立相談支援事業担当 TEL 0296-77-0730  
社会福祉課(内線157)

## 広報かさま・ホームページに掲載する有料広告を募集します

笠間市では、企業や商店などの振興、市の財源確保を図るために、市の広報紙やホームページを広告媒体として活用しています。掲載をご希望の方は、ご連絡ください。

「パソコンがないので広告原稿が作れない」という方でも、掲載したい文章、イメージなどをお伝えいただければ対応しますので、ご相談ください。

種類	規格	掲載期間	掲載料(1か月につき)
「広報かさま」 (毎月1回発行)	サイズ① 45mm×85mm サイズ② 45mm×170mm	1か月を単位として、 最大12か月まで連続 して掲載可能	サイズ① 10,280円 サイズ② 20,570円
ホームページ	バナー広告 70ピクセル×200ピクセル	お問い合わせください。	

### ○広報かさま

**申込方法** 秘書課備え付けの申込書に必要事項を記載し、掲載したい広告の原稿を添えて提出してください。申込書は、笠間市ホームページからもダウンロードできます。なお、申込みにあたっては、「笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱」(ホームページ参照)をご確認ください。

**申込期限** 掲載希望号の発行日から2か月前の第3木曜日

**その他** ・広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

・広報かさまの広告は2色とします(色は市が指定)。

・バナー広告はカラーです。

・申込多数の場合は、笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱第4条の規定によります。

※バナー広告については、業務を株式会社ホープへ委託しています。詳しくは、お問い合わせください。

申・問 秘書課(内線226)、バナー広告：株式会社ホープ TEL 092-716-1404

笠間市立病院で、日曜・平日夜間初期救急診療を行っています。

平日夜間 19時～21時(土曜日・祝日・年末年始を除く) 日曜日 9時～17時